

職員（検察事務官）からのメッセージ

No.1



【検務部門 事件・令状担当】

事件・令状担当では、警察等の捜査機関から送られてくる事件の受理や検察官が処分を決めた事件の処理を行っています。また、身柄を拘束されている被疑者・被告人の勾留手続の管理もしています。事件の受理・処理は事件記録を慎重に点検しなければならないこと、令状事務は被疑者・被告人の権利に関わる重要な手続であることなどから責任感を持って仕事に取り組んでいます。

私は、公務員試験対策で法律の勉強をした程度で、大学で専門的に法律を学んだわけではなかったため、検察庁に入るまで不安がたくさんありました。しかし、検察庁では研修制度が充実していることや、周囲の方々が用語説明や事例解説などを丁寧に教えてくれるおかげで、法学部の経歴がない私でも検察庁に入り、仕事を行うことができます。

また、メンター・メンティーという制度があり、仕事面だけでなく私生活も含めて先輩職員に相談しやすいことや、休暇も積極的に取ることができるなど働きやすい環境も整っています。

【検務部門 徴収・記録担当】

徴収事務では、徴収金に関する事務を取り扱っており、罰金を科せられた納付義務者への納付告知等を行っています。

記録事務では、裁判などで使用された記録を区分ごとに分類して記録庫に保管・保存したり、閲覧の手続や他の検察庁に記録を送付するなどの業務も行っていきます。

ほかにも検務部門には、警察から事件の送致を受ける事件・令状事務や、犯罪に使用された証拠品を保管する証拠品事務などの業務があり、検務部門に配属された際は、様々な経験をすることができます。

業務を通して多くのことを学ぶことができ、学んだことを生かして業務を行うことは自身が成長したことを実感でき、うれしさや仕事のやりがいも感じられます。

私は、検察庁に入庁するまで法律に関する勉強はほぼしたことがなく、不安に思っていたのですが、入庁後にある様々な研修などにより、段階的に知識を身に付けることができました。そのため、法律などの勉強をしたことがない人でも心配はいりません。

また、職場の上司、先輩職員はみなさん優しく接してくれ、休暇なども取得しやすいため、とても働きやすい職場環境だと思います。



職員（検察事務官）からのメッセージ No.2



【捜査・公判部門 刑事管理担当】

警察等からの事件相談、関係機関からの電話対応、立会事務官の応援など捜査・公判における幅広い内容の業務を行っています。

私は以前から検察庁の仕事に興味を持っていましたので、捜査・公判というほかの行政機関では経験できない業務ができることにやりがいを感じています。

また、キャリアを重ねて副検事になる道もあり、それも魅力だと思います。

検察庁の仕事には、難しいイメージがありますが、入庁してから様々な研修があり、法律などを学ぶ機会も十分にあります。また、周りの先輩職員のサポートも厚く、困ったことがあれば相談しやすい環境作りがなされています。私も困ったときは周りの先輩職員から優しく教えてもらい、ひとつひとつできることが増えています。

これからも検察庁の一員として、上司や先輩職員からの指導を受けながら、向上心を持って頑張っていこうと思っています。

【事務局 会計課】

ホームページ等で検察庁を知って業務説明会に参加し、検察庁の仕事に興味を持ちました。法律に関しては知識はありませんでしたが、入庁後に仕事や研修を通じて勉強をしています。

私が思う検察庁の魅力的な点を2つ挙げます。1つは、専門的な知識を身に付けられる点です。法律はもちろん、様々な仕事を経験して、検察庁でなければ知ることができなかった知識を身に付けることができます。2つ目は、制度が整っている点で、休暇等が取得しやすく、趣味や自分の時間を大切にすることができます。

現在は、会計課で国有財産係を担当し、国の財産である土地、建物等の管理をしています。庁舎設備修繕の契約や支払が主な仕事です。事件や捜査に直接関わる仕事ではありませんが、職員の業務を支える側としてやりがいのある仕事です。

1年目で分からないことが多々ありますが、上司や先輩職員が丁寧に指導してくれるので、安心して仕事を行うことができます。先輩職員や同期と共に高め合い、頑張ろうと思える職場です。

